

議 第 138 号

令和 2 年 5 月 21 日提出

専決処分の報告について

熊本地方裁判所平成 26 年（ワ）第 308 号損害賠償請求事件に係る福岡高等裁判所に対する訴えの提起について次のとおり専決処分したので、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大西一史

記

令和 2 年 3 月 30 日専決

訴えの提起について

本市は、熊本地方裁判所平成 26 年（ワ）第 308 号損害賠償請求事件について、福岡高等裁判所に対して次のとおり控訴を提起する。

1 当事者

控訴人（原審被告） 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市

代表者 熊本市長 大西一史

被控訴人（原審原告） 熊本市東区石原 3 丁目 10 番 11 号

有限会社 ツインズ

代表者 代表取締役 西島幸二

2 事件の概要

被控訴人は、熊本市東区石原 3 丁目 10 番 11 号でゴルフ練習場を経営しているが、平成 24 年 7 月 12 日の熊本県阿蘇地方を中心とする大雨の際、被控訴人が所

有する当該ゴルフ練習場の建物の外壁の一部が破損するなどの被害が発生した。

被控訴人は、当該被害は本市が管理する水路からの流入水により発生したものであり、同水路及び同水路上流に本市が設置している転倒堰^{ザミ}に設置又は保存の瑕疵があったことがその原因であるとして、本市に対し損害賠償金 40,874,794 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたものである。

3 原審判決の内容

- (1) 被告（本市）は、原告（被控訴人）に対し、423,705円及びこれに対する平成24年7月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告（被控訴人）のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを100分し、その1を被告（本市）の負担とし、その余を原告（被控訴人）の負担とする。
- (4) この判決は、第1号に限り仮に執行することができる。

4 控訴の要旨

- (1) 原判決中本市敗訴部分の取消し
- (2) 被控訴人の請求の棄却
- (3) 訴訟費用については、第1審、第2審とも被控訴人の負担

（提出理由）

令和2年3月18日に判決が言い渡された熊本地方裁判所平成26年（ワ）第308号損害賠償請求事件について福岡高等裁判所に訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。